

GoTo トラベル事業をご利用いただく皆様へ

～GoTo トラベルのご利用に当たっての遵守事項～

※GoTo トラベル事業の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします。

- ・GoTo トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。
- ・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求されることがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

1. 旅行時は毎朝、[検温等の体温チェック](#)を実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は[接触確認アプリ](#)のご利用をお願いします。
2. 旅行中には、「[新しい旅のエチケット](#)」を実施してください。ホテル内のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。
3. ホテル内では、[チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件](#)になっております。また、[本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施](#)しますので、[免許証などの書類を持参してください](#)。お忘れの場合、後日送付いただくなどホテルの指示に従ってください。居住地の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もございます。

【本人確認に必要な書類】

○1点で本人確認書類として認められるもの(1枚で氏名及び住所、写真が確認できる書類)

例 マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳等
各種福祉手帳、船員手帳、官公庁職員身分証明書 等

○ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類の内、①を2つ又は①を1つ及び②を1つの組み合わせであれば、本人確認書類として提示可能

① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類で代用可

4. 検温の際、37.5 度以上の[発熱がある場合には、ホテルが定める客室等に待機いただいて、保健所の指示を仰ぐ](#)こととなります。これら[ホテルの従業員の指示には必ず従ってください](#)。

5. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、[着実な感染防止対策](#)が講じられることを前提に、適切にご旅行をお願いします。